

公開対象の記事について

令和7年4月1日以降に発行された官報は、プライバシーへの配慮が必要な記事等の公開期間を 90 日に限定していますが、それ以外の記事は 90 日経過後も閲覧いただけます。90 日経過後に閲覧できなくなる記事の例は、下表の右欄をご確認ください。

◆官報(本紙・号外・特別号外)

掲載項目	掲載事項の概要	90 日経過後に閲覧できなくなる記事の例
法令のあらまし	法令のあらまし	
日本国憲法改正	日本国憲法第九十六条による日本国憲法改正の公布	
詔書	天皇の国事行為(国会の召集、衆議院の解散等)に係る詔書の公布	
法律	国会で制定された法律の公布	
政令	内閣が制定する命令の公布	
条約	日本が外国又は国際機関との間で締結した条約の公布	
最高裁判所規則	最高裁判所が定める規則の公布	
行政機関の命令(政令を除く。)	国の行政機関が定める命令(府令、省令、庁令、規則)の公布	
訓令	国の行政機関が所管する機関及び職員に対して発する命令	
法規的告示	国の行政機関の長が発する告示のうち、処分の要件やそれに類する事項を定めるもの	
その他告示	法規的告示以外の告示 (プライバシー等に配慮すべき告示は「官庁報告」欄に掲載)	
国会事項	国会に関する規則の制定・改正、議事日程、議案関係等	・終局裁判の公示
人事異動	中央省庁、裁判所、地方公共団体等の人事に関する事項	
叙位・叙勲	位階、勲等に叙せられた者の氏名等	
褒章	褒章を授与された者の氏名・団体名等	
皇室事項	行幸啓、新任式・認証官任命式等の御公務、御祝電等	
官庁報告	○基本方針・基本計画、最低賃金の改正、日本産業規格の制定・改廃、国土調査の実施、公証人の任免、国家試験の合格者などの行政機関の諸活動に関する事項 ○最高裁判所大法廷判決、再審無罪判決などの裁判所の判決等 ○帰化に関する告示などのプライバシー等に配慮すべき告示	・国家試験の試験委員の公告 ・プライバシー等に配慮すべき告示(帰化、国宝・重要文化財の指定等) 等
資料	国庫歳入歳出状況等の資料	
地方自治事項	都道府県知事、政令指定都市の市長選挙結果等の地方公共団体の諸活動に関する事項	
公告 (官庁裁判所特殊法人等地方公共団体会社等)	○公示送達、行政処分等の官庁が行う公示、公告 ○相続、公示催告、失踪、破産、免責、会社更生などに関する裁判所が掲載する公告 ○財務諸表、組織解散、内部規定等の特殊法人・独立行政法人等が行う公告 ○行旅死亡人、無縁墳墓等改葬などの地方公共団体が掲載する公告 ○組織変更、合併、解散、決算などの会社等が掲載する公告	・公示送達 ・個人に対する懲戒処分(職員、弁護士等) ・押収物還付 ・無縁墳墓等改葬 ・行旅死亡人 ・営業保証金取戻し公告 ・配当公告 ・相続、公示催告、失踪、破産、再生、免責等

◆官報(号外政府調達公告)

掲載項目	掲載事項の概要	90 日経過後に閲覧 できなくなる記事
政府 調 達 公 告	WTOの政府調達に関する協定等に基づき、調達手続の明確化、一般競争契約の実施徹底、調達情報の提供の改善を図るために、政府、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人等の機関が掲載する調達手続に係る公告	

◆官報(号外国国会会議録)

掲載項目	掲載事項の概要	90 日経過後に閲覧 できなくなる記事
国 会 会 議 録	衆議院又は参議院の本会議の会議録	全ての記事 ※90 日経過後は、国会会議録検索システム(国立国会図書館 HP)でご覧ください。

※令和7年4月1日以降、これまで「告示」として掲載されていた事項については、「法規的告示」、「その他告示」、「プライバシー等に配慮すべき告示」に分けて掲載されます。

また、号外国国会会議録については、同日以降に発行されたものが、官報発行サイトで配信されます。

※令和7年3月 31 日以前に発行された官報は、法令等(上表の「法令のあらまし」から「訓令」まで)の記事と政府調達の記事のみ、過去の記事を閲覧いただけます(法令等は平成 15 年 7 月 15 日以降の記事、政府調達は平成 28 年 4 月 1 日以降の記事を閲覧できます)。